
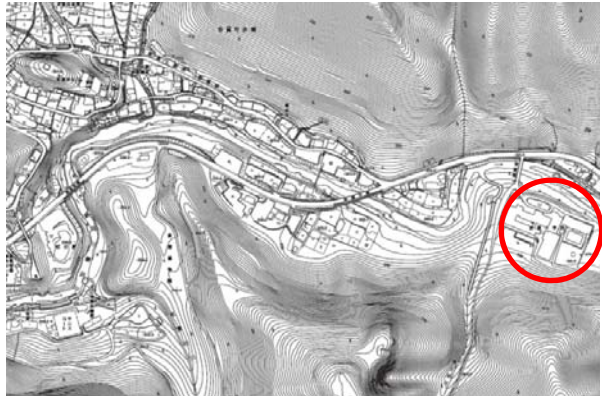


施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S01761	施設名称	波瀬小学校(波瀬小学校校舎(飯高))		
所在地(住所)	松阪市飯高町波瀬675番地				
					
根拠条例	松阪市立学校設置条例	担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		
設置年度	平成2年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	<p>小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。</p> <p>なお、学校の沿革については明治8年創設の桑原学校、加波学校、乙栗子学校(3校は後の加波小学校)、明治10年の波瀬学校を起源に、幾度の改称・統合を経てきたが、平成20年に香肌小学校に統合、以後、休校となる。</p>				
施設の設置目的に沿った運営状況	平成24年4月1日現在休校中				

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	区域外		
駐車場(収容台数)	10台				
土地	敷地面積	23,801㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	波瀬小学校校舎(飯高)			
	用途	校舎	構造・階数	木造(柱10.5cm角超)・地上2階・地下0階	
	建築年月	平成3年3月1日	建物取得費(全体)	295,350,000円	
	延床面積	1,812.0㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
	対象建物				
	施工内容				
	費用				
リスク・高機能化対応度					

(3)管理・運営の概要

利用時間	休校中	休所(館)日	休校中	
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市	
委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日	至	年 月 日
業務内容				

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)				
維持管理経費					運営・事業等経費				
光熱水費					指定管理委託料				
保守点検委託料					その他の経費				
賃借料									
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員等									
非常勤職員									
①小計					②小計				
④合計(①+②)-③					1,499,091円				
市民一人あたりのコスト					8.87円				
財 源		補助金等収入		その他収入					
		使用料等収入		54,825円		③年間収入合計		54,825円	

(5)施設の利用状況

内 容	単位	実績数		
		H22	H23	H24
児童数	人	—	—	—

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	別紙のとおり
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	別紙のとおり
特記事項	今後の施設のあり方については、現在、休校中であることを踏まえ、施設の有効な活用方法等を検討していきたい。 避難所指定の有無【有】

管理・運営上の問題点

- ・平成26年4月1日現在において市内の小学校40校(内、休校4校)のうち、校舎・体育館等の主要建物が建設から50年以上経過している学校が幸小学校、粥見小学校、第一小学校、柿野小学校の4校あり、40年以上50年未満経過している学校が7校、30年以上40年未満経過している学校が22校あります(ただし、休校の学校は除く。また棟(本館、新館等)により建築年数が異なることから上記の校数において一部重複あり)。施設の老朽化が著しい学校もあり、今後、計画的な建替え・施設の長寿命化を目的とした大規模な改修が喫緊の課題となっています。
- ・全体的にみれば少子化の影響による児童数の減少が続いており、集団における教育が困難となることも予想されます。
- ・また施設の維持管理だけではなく、近年の夏場の猛暑など過去にはなかった気温変化が起こっており、学習環境の改善や児童等の健康面からの対応ということでは空調機器の導入など新たな施設整備も今後にも必要になってくると考えます。
- ・先の東日本大震災を受けて学校施設は教育を行う場所だけでなく、地域の防災拠点(応急避難場所)として、必要な諸機能の整備も求められています。児童等の安全確保はもとより、大規模災害時における避難場所として、学校施設のバリアフリー化、非常用電源設備、備蓄倉庫の整備等、防災部局との連携が必要となっています。
- ・限られた予算なかで最大限の有効な整備・活用できるよう、地域・PTA・行政が一体となって管理運営していく必要が益々高まっていると考えます。

廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項

- ・小学校の統廃合についての法律上の制約は多くはありませんが、教育基本法第38条における設置義務があり、統廃合にあたって配慮すべき事項として以下の項目が挙げられます。
- ・教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。
- ・地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。
- ・教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。
- ・法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。